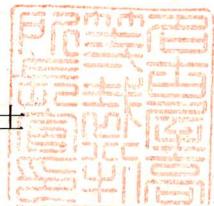


名高裁總第21号

令和5年1月19日

山 中 理 司 様

名古屋高等裁判所長官 團 藤 丈 士



司法行政文書不開示通知書

令和4年11月16日付け（同月21日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

名古屋高裁事務局から民事部裁判官に提供することになっている司法事務関係のメールの種類が書いてある文書（自由と正義2022年11月号40頁参照）  
(最新版)

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198